

商工中金でんさいサービス利用規定

株式会社商工組合中央金庫（以下「当金庫」といいます）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）の窓口金融機関として、利用者（以下「お客さま」といいます）に提供する電子記録債権サービス（以下「本サービス」といいます）について、次のとおり取扱いを行います。

なお、本規定における用語の定義は、電子記録債権法、でんさいネット業務規程およびでんさいネット業務規程細則（以下「業務規程等」と総称します）において、使用する用語の例によります。

第1条（利用申込）

1. 本サービスを利用するには、本規定並びに業務規程等の内容をご承諾のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。
2. 当金庫は、本サービスにおける届出印をお客さまがあらかじめ届け出た代表口座の届出印とします。ただし、第32条に規定する電子記録債権の割引および電子記録債権を利用した与信取引における届出印はお客さまがあらかじめ届け出た貸出取引の届出印とします。当金庫は、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関するお客さまの意思を表示した書面であるものとみなします。
3. お申込みに、電子記録債権の債務者として利用が可能（この場合、債権者、保証人としても利用が可能）なお申込みのほか、次の利用を限定した特約でお申込みをすることができます。

一 債権者利用限定特約

利用申込者またはお客さまは、電子記録債権の債務者または保証人（譲渡記録に係る保証記録請求を除く）として利用しない場合には、債権者利用限定特約でお申込みをすることができます。

二 保証利用限定特約

利用申込者またはお客さまは、電子記録債権の保証人としてのみ（譲渡記録請求に随伴する保証記録を除き、保証記録請求が行えるほか、支払等記録、変更記録の請求を行える）利用する場合には、保証利用限定特約でお申込みをすることができます。

第2条（利用資格）

利用申込者またはお客さまは、業務規程等に定める利用契約締結要件の他、当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。

なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

第3条（サービス内容）

1. 当金庫は、お客さまがでんさいネットを利用するにあたり、次の電子記録債権サービスを提供いたします。
 - 一 電子記録の請求に関するサービス
 - 二 電子記録の開示に関するサービス
 - 三 電子記録債権の決済に関するサービス
 - 四 前1～3号に付随するサービス
2. お客さまは、でんさいネットが定める業務規程等および当金庫が定める本規定等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条（電子記録の請求方法）

1. お客さまは次のいずれかの方法で、電子記録の請求を行うことができます。
 - 一 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を用いた方法
 - 二 当金庫所定の依頼書を取引店にご提出いただく方法
 - 三 当金庫所定の依頼書を当金庫が別途定める方法により取引店に発信する方法
2. 保証利用限定特約により利用される場合には、前項第2号による方法といたします。
3. 第1項第2号、第3号による方法で電子記録の請求を行う場合、電子記録を行う日の前営業日の所定の時間までにお申し出ください。

第5条（予約請求）

1. お客さまは、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。
2. 前条第1項第2号または第3号の方法により、電子記録を行う日を指定した請求について取消を行う場合、電子記録を行う日の2営業日前までに、当該請求を取り消す旨お申し出ください。

第6条（一括請求機能）

1. お客さまは、発生記録請求、譲渡記録請求、分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。
2. 前項の取扱いは端末を用いた方法でのみ利用できます。

第7条（債権者請求方式の発生記録請求）

1. お客さまは、当金庫が認めた場合には、電子記録債権者として発生記録の請求をするこ

とができます。

2. 前項の規定による請求は、当該発生記録請求の電子記録債務者の窓口金融機関も電子記録債務者に対してこの取扱いを認めていない場合には、行うことができません。

第 8 条（指定許可機能）

1. お客さまは、当金庫が認めた場合には、お客さま自らに対して記録請求できる相手方を予め指定しておくことができます。
2. 前項の規定によって指定することができる記録請求は、発生記録請求、譲渡記録請求、保証記録請求（譲渡記録請求に随伴する保証記録請求を除く）に限ります。

第 9 条（請求の制限）

1. お客さまは、当金庫所定の依頼書を取引店にご提出いただくことにより、お客さま自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。
2. 当金庫は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、お客さまが請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。
 - 一 業務規程第 16 条第 1 項に規定する場合
 - 二 本規定に違反した場合
 - 三 その他当金庫が前各号に準ずると認めた場合
3. 前各項の制限を解除する場合には、当金庫所定の依頼書を取引店にご提出いただきます。ただし、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るものとします。

第 10 条（電子記録の通知）

1. 当金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱います。
 - 一 当金庫は、電子記録された内容を、お客さまに端末を用いた方法で通知します。
 - 二 前号の方法により通知できないものについては、別途、当金庫所定の方法により通知します。
2. 保証利用限定特約により利用される場合には、前項第 2 号による方法のみといたします。

第 11 条（電子記録の諾否）

債権者請求方式の諾否依頼通知、保証記録（単独）の諾否依頼通知、変更記録の諾否依頼通知、支払等記録の諾否依頼通知に対して、第 4 条第 1 項第 2 号の方法により承諾を行う場合には、諾否期限の 2 営業日前までにお申し出ください。

第 12 条（開示の請求）

1. お客さまは、次のいずれかの方法で、電子記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。

- 一 当金庫所定の端末を用いた方法
 - 二 当金庫所定の依頼書を取引店にご提出いただく方法
 - 三 当金庫所定の依頼書を当金庫が別途定める方法により取引店に発信する方法
2. 保証利用限定特約により利用される場合には、前項第 2 号による方法のみといたします。
 3. 開示の請求結果の通知については、第 10 条と同様に扱います。

第 13 条（本人確認等）

1. お客様が、当金庫所定の端末を用いた方法により本サービスを利用する場合には、お客様の確認は、商工中金ビジネス Web 利用規定に定める方法により行います。
2. お客様が、当金庫所定の依頼書を取引店にご提出いただく方法により本サービスを利用する場合には、お客様の確認は、届出印と申込み、届出、依頼、通知等における印影との照合により行います。
3. お客様が、当金庫所定の依頼書を当金庫が別途定める方法により取引店に発信する方法により本サービスを利用する場合には、お客様の確認は、当金庫所定の方法により行います。

第 14 条（利用日・利用時間）

1. 第 3 条に定めるサービスの利用日および利用時間は、当金庫所定の利用日および利用時間とします。
2. 当金庫所定の利用日および利用時間については、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

第 15 条（決済口座）

1. お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座（以下、「決済口座」といいます）を、利用申込書により当金庫宛に届け出てください。
2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座として登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。
3. 届出可能な決済口座の数は、当金庫所定の口座数以内とします。
4. 届出可能な決済口座は、お客様ご本人名義の口座のみとします。
5. 決済口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届け出てください。

第 16 条（手数料）

1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の月間基本手数料（以下「基本手数料」といいます）を毎月支払っていただきます。また、第 3 条第 1 項に定めるサービスに係る利用手数料（以下「利用手数料」といいます）を支払っていただきます。なお、基本手

数料および利用手数料には消費税等相当額を含みます。

2. 当金庫は、基本手数料および利用手数料を普通預金規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客さまが届け出た口座から、当金庫所定の日に自動的に引落します。
3. 当金庫は、基本手数料および利用手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。
4. お客さまは、取引内容により基本手数料および利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。
5. 過去にお客さまであった方が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合には、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。
6. 資金不足等により引落不足が生じた場合には、直ちに入金を請求いたします。

第 17 条（口座間送金決済）

1. 債務者として利用される場合には、発生させた電子記録債権の支払期日の前営業日まで当該電子記録債権の決済資金を決済口座にご準備ください。
2. 当金庫では、お客さまが発生記録の債務者である電子記録債権の支払期日が到来した場合、電子記録債権の決済資金を普通預金規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫所定の時間に決済口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の決済口座に払い込みを行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
3. 支払期日に払い込み資金が不足した場合の、支払期日当日のご入金に基づく、債権者の決済口座への払い込みについては、当金庫が認めた場合に限り行います。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。
4. 支払期日が同日の複数の電子記録債権の支払いがあった場合、またはその他小切手、手形の支払等があった場合、いずれを先に決済口座から引き落とすかの順序は、当金庫の判断により行います。
5. 電子記録債権の分割譲渡により支払期日が同日の債権が複数ある場合には、分割後の債権金額単位で引き落としを行います。

第 18 条（口座間送金決済の中止）

債務者または債権者であるお客さまは、当金庫所定の依頼書を取引店にご提出いただくことにより、口座間送金決済の中止の申出を行うことができます。

第 19 条（異議申立）

1. 前条により口座間送金決済の中止の申出を行った債務者であるお客さまは、当金庫所定

の依頼書を支払期日前営業日の所定の時間までに取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対し、異議の申立をすることができます。

2. 第1項の異議申立は、お客さまが、支払期日前営業日の所定の時間までに、対象となる電子記録債権の債権金額相当額の金銭（以下「異議申立預託金」といいます）を当金庫に所定の方法で預託した時に効力を生じます。ただし、第3項に定める方法で、異議申立預託金の預け入れの免除の申立を行い、でんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を正当な理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。
3. 支払不能事由が不正作出である場合には、お客さまは当金庫所定の依頼書を支払期日前営業日の所定の時間までに取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対して、異議申立に合わせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。
4. でんさい事故調査会の結果、債務者の異議申立預託金の預け入れの免除を認めない場合には、第1項の異議申立は、お客さまが、でんさい事故調査会の最終調査日から起算して2銀行営業日が経過した日の所定の時間までに、異議申立預託金を当金庫に所定の方法で預託した時に効力を生じます。

第20条（特約の解除）

お客さまが、債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解除をご希望の場合には、当金庫所定の依頼書を取引店にご提出いただくことにより、当金庫の審査を経たうえで、当該特約の解除を行うことができます。

第21条（利用者登録事項の変更）

お客さまは、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当金庫に対して当金庫所定の依頼書を取引店にご提出いただくことにより変更の内容を届け出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第22条（個人であるお客さまが死亡した場合の取扱い）

1. お客さまが死亡した場合には、相続人等の代表者が当金庫所定の届出書を取引店にご提出ください。
2. 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付してください。
 - 一 被相続人が死亡したことを証する書類
 - 二 その他でんさいネットが指定する書類
 - 三 当金庫が指定する書類
3. 相続人等は、第1項の届出書を提出した後、当金庫所定の手続きが完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

第 23 条（合併および会社分割の取扱い）

1. お客様の合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、本規定上の地位を承継したお客様は、遅滞なく、当金庫に対し、当金庫所定の書面により、その旨届け出てください。
2. 前項の場合には、お客様は、前項の届出後、当金庫所定の手続きが完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

第 24 条（利用者による解約）

1. お客様は当金庫所定の届出書を取引店にご提出いただき、本規定と業務規程等にかかる契約の解約の申出を行うことができます。
2. 前項の解約は、当金庫がお客様を電子記録債務者または債権者とする電子記録債権のうち、解約の対象となる利用契約にかかる電子記録債権の全部が消滅したことを支払等記録によって確認したのちに行うことができます。

第 25 条（当金庫による解除等）

1. 当金庫は、お客様が次に掲げる事由に該当する場合には、本規定に基づく契約を解除することができます。
 - 一 業務規程第 16 条第 1 項に規定する場合
 - 二 本規定に違反した場合
 - 三 その他当金庫が前各号に準ずると認めた場合
2. 前項の解除は、当金庫がお客様を電子記録債務者または債権者とする電子記録債権のうち、解除の対象となる利用契約にかかる電子記録債権の全部が消滅したことを支払等記録によって確認したのちに行うことができます。また、当金庫がお客様に通知する解除日にその効力を生じます。
3. 本規定による契約が解約または解除された後も、第 16 条、第 29 条、第 31 条、第 34 条および第 36 条の規定はなお効力を有するものとします。

第 26 条（破産手続開始の届出等）

お客様は、破産手続開始の決定等、業務規程等で定める事由が生じた場合には、遅滞なく、当金庫に対し、その旨届け出るものとします。

第 27 条（電子記録の訂正等の届出）

お客様は、自己の請求に係る電子記録について、請求と異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める事由があることを知った場合は、遅滞なく、当金庫に対し、その旨届け出るものとします。

第 28 条（利用者情報の取扱い）

1. 当金庫は、利用者情報を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用者情報の利用を行いません。
2. 当金庫は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。なお、利用者情報のうち、当該情報に含まれる支払不能情報については、本項第 1 号から第 3 号までの利用とします。また、本項第 4 号から第 9 号の目的のために利用できる利用者情報は、当金庫のお客さまに関するものに限ることとします。
 - 一 でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため
 - 二 電子記録債権の円滑な流通の確保のため
 - 三 当金庫の与信取引上の判断のため
 - 四 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを利用する資格等の確認のため
 - 五 本サービスの申込の受付および継続的な取引における管理のため
 - 六 お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - 七 市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため
 - 八 当金庫の金融商品・サービスに関する提案のため
 - 九 その他当金庫との取引を円滑に行うため
3. 当金庫は、前項に定める目的のために、でんさいネットおよび第三者に対して利用者情報を提供し、お客さまは当該提供について同意するものとします。
4. でんさいネットは、電子債権記録業を実施するため、でんさいの円滑な流通の確保のためおよび参加金融機関の与信取引上の判断のために、第三者に対して利用者情報を提供し、お客さまは当該提供について同意するものとします。
5. でんさいネットまたは当金庫は、業務規程第 57 条ないし第 59 条に基づき電子記録の開示を請求した者に対して、次に掲げる事項を開示し、お客さまは、当該開示について同意するものとします。
 - 一 法人であるお客さまの代表者氏名、お客さまの属性、お客さまの住所
 - 二 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
 - 三 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
 - 四 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
 - 五 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
 - 六 譲渡記録における譲渡人に係る情報（決済口座情報を含む）
 - 七 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
 - 八 支払不能事由に係る情報
 - 九 異議申立の有無に係る情報
 - 十 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の

取消しに係る情報

十一 その他業務規程および業務規程細則で開示の対象となる情報

第 29 条（機密保持）

お客さまは、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。

第 30 条（通知等の連絡先）

1. 当金庫は、お客さまに対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
2. 当金庫がお客さまに宛てて通知・照会・確認を前項の連絡先のいずれか一つに対して、発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. 当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 31 条（免責事項）

1. 当金庫が、諸届書類または諸請求書類に使用された印影を、届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合、その諸届書類または諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
2. 当金庫がお客さまの ID、パスワード等の本人確認のための情報が当金庫に登録されたものと一致することを当金庫所定の方法により確認し、相違ないと認めて取扱った場合は、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者がお客さまご本人でなかった場合でも、それによって生じた損害はお客さまの負担とし、お客さまは電子記録債権の電子記録にしたがって責任を負うものとします。
3. 当金庫以外の金融機関またはでんさいネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い遅延・不能その他の過誤が生じたことに起因する損害については、当金庫は責任を負いません。
4. 台風、洪水、大火、地震等の災害、事変、でんさいネットもしくは当金庫の店舗における爆破、不法占拠、法令、当金庫の責めに帰すことのできない行政官庁の処分または裁判所等公的機関の措置等の事由によりお客さまに生じた損害について、当金庫は責任を

負いません。

5. 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において当金庫が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、または盗聴等がなされたことによりお客さまの取引情報が漏洩した場合、それらのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
6. 本サービスを通じてなされたお客さまと当金庫間の通信の記録等は、当金庫所定の期間に限り当金庫所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当金庫がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
7. 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、お客さまの責任において確保してください。当金庫は、端末が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
8. 法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含む）、当金庫はお客さまの承諾なくして当該法令・規則・行政庁の命令等の定める手続きに基づいて情報を開示することがあります。当金庫が当該情報を開示したことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第 32 条（電子記録債権の活用）

お客さまは、当金庫に対し、別に締結するでんさい基本契約書等に基づき、当金庫所定の手続きにより電子記録債権の割引および電子記録債権を利用した与信取引の申込をすることができるものとします。

第 33 条（関係規定の適用・準用）

本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、商工中金ビジネス Web 利用規定等の各規定により取扱います。これらの規定と本規定との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

第 34 条（規定等の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 35 条（業務規程等による取扱い）

1. 本サービスについては、前各条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則に従って処理するものとします。
2. 災害、事変等のやむを得ない事由により緊急措置がとられている場合には、第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、支払期日が経過した電子記録債権についても決済口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
3. 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 36 条（準拠法・合意管轄）

1. 本規定の準拠法は日本法とします。
2. 本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。

以 上